

多治見市是正請求手続条例の構造 平成 21 年条例第 42 号

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)
第 2 条 (定義)
第 3 条 (是正請求)
第 4 条 (他の制度との関係)
第 5 条 (適用除外)
第 6 条 (執行停止)
第 7 条 (標準審理期間)

第 2 章 是正請求

第 1 節 是正請求手続
第 8 条 (是正請求書の提出)
第 9 条 (代表者)
第 10 条 (参加人)

第 2 節 審理手続等

第 1 款 審理手続
第 11 条 (審理員の指名)
第 12 条 (審理手続の計画的進行)
第 13 条 (手続の併合又は分離)
第 14 条 (弁明書の提出)
第 15 条 (反論書等の提出)
第 16 条 (口頭意見陳述)
第 17 条 (証拠書類等の提出)
第 18 条 (物件の提出要求等)
第 19 条 (是正請求人等による物件の閲覧)
第 20 条 (審理手続の終結)

第 2 款 審理員
第 21 条 (審理員)
第 22 条 (審理員の職務)
第 23 条 (審理員等の保護)

第 3 節 是正請求審査会への諮問
第 24 条

第 4 節 決定

第 25 条 (決定)
第 26 条 (是正請求の認容)
第 27 条 (是正請求の却下又は棄却)
第 28 条 (決定の方式)
第 29 条 (決定の拘束力)
第 30 条 (証拠書類等の返還)

第 3 章 是正請求審査会

第 1 節 設置及び組織
第 31 条 (設置)
第 32 条 (組織)

第 2 節 調査審議手続
第 33 条 (審査会の調査権限)
第 34 条 (意見の陳述)
第 35 条 (主張書面等の提出)
第 36 条 (提出資料の閲覧)
第 37 条 (答申書の送付等)

第 4 章 雑則

第 38 条 (運用状況の公表)
第 39 条 (委任)

附 則

第 1 条 (施行期日)
第 2 条 (準備行為)
第 3 条 (経過措置)
第 4 条 (多治見市行政手続条例の一部改正)
第 5 条 (多治見市職員による公益通報に関する条例の一部改正)
第 6 条 (多治見市情報公開条例の一部改正)
第 7 条 (多治見市個人情報保護条例の一部改正)
第 8 条 (多治見市情報公開条例及び多治見市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
第 9 条 (多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)